

鹿児島工業高等専門学校図書館附属施設使用規則

鹿児島工業高等専門学校図書館附属施設使用規程（昭和 47 年 4 月 1 日制定）の全部を改正する。

第 1 条 この規則は、鹿児島工業高等専門学校図書館利用規則第 1 条第 2 項の規定に基づき、鹿児島工業高等専門学校図書館附属施設（以下「施設」という。）の利用に関し必要な事項を定める。

第 2 条 施設を利用できる時間は、月曜日から金曜日までの 8 時 30 分から 17 時までとする。

2 前条の規定にかかわらず、必要があるときは、時間を変更することができる。

第 3 条 施設を使用できない日は、次のとおりとする。

- (1) 土曜日及び日曜日
- (2) 「国民の休日に関する法律」（昭和 23 年法律第 178 号）に規定する日
- (3) 年末年始 12 月 29 日から翌年 1 月 3 日まで

2 前条の規定にかかわらず、必要があるときは、施設の使用を停止することができる。

第 4 条 施設の次の各室を使用する場合は、あらかじめ使用許可願（別紙様式）を校長に提出し、その許可を受けた上指導教員の付き添いのもとに使用できるものとする。

- (1) ゼミナール室
- (2) 視聴覚室
- (3) L・L 教室

第 5 条 施設を使用する者は、次の事項を厳守しなければならない。

- (1) 冷暖房、その他火気を使用する場合は、事前に届け出なければならない。
- (2) 室内の設備、備品などは許可なくして室外へ持ち出してはならない。
- (3) 使用後は、消灯、戸締まり、火気の始末、その他設備などを正常の状態にもどし、清掃をしなければならない。

第 6 条 施設の使用に関する事務は、学生課教務係において行う。

附 則

この規則は、昭和 58 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規則は、平成4年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成16年4月16日から施行し、改正後の鹿児島工業高等専門学校図書館
附属施設使用規則の規定は、平成16年4月1日から適用する。

附 則

この規則は、平成21年4月1日から施行する。

別紙様式

図 書 館 附 属 施 設 使 用 許 可 願

令和 年 月 日

鹿児島工業高等専門学校長 殿

氏 名 印

下記のとおり使用したいのでご許可くださるようお願いします。

記

1 使用施設名

2 使用教科名
及び目的

3 使用学年

4 使用日時 令和 年 月 日 曜日 限
(時から 時まで)